

春日那珂川水道企業団独自の水質管理目標項目一覧

区分	項目名	項目区分 () 内の数字は項目番号	説明	単位	国が定めた水質基準等 ※1	企業団水質管理目標値 ※2
におい	残留塩素	水質管理目標設定項目 (16)	残留塩素とは、水道水中に消毒効果のある状態で残っている塩素のことをいいます。水道法では、水道水の衛生を確保するため塩素等による消毒を行うことが定められており、同法上、残留塩素が0.1mg/L以上である必要があります。したがって、管理上の濃度は0.1~1mg/Lとなります。)	mg/L	1.0以下 (0.1以上)	0.2以上0.8以下
	ジェオスミン	水質基準項目 (42)	水源湖沼等の富栄養化現象に伴い、これを産生するアナベナ等の藍藻類が大量発生すると原水に含まれることがあり、カビ臭の原因となります。	mg/L	0.00001以下	0.000005以下
	2-メチルイソボルネオール	水質基準項目 (43)	水源湖沼等の富栄養化現象に伴い、ホルミディウムやオシラトリア等の藍藻類によって産生され、カビ臭を発生します。	mg/L	0.00001以下	0.000005以下
	臭気強度 (TON)	水質管理目標設定項目 (23)	臭気の強さを定量的に表す方法で、水の臭気のほとんどが感知できなくなるまで無臭味水で希釈し、臭気を感じなくなった時の希釈倍数で臭気の強さを示します。	度	3以下	1以下
味	有機物 (TOC)	水質基準項目 (46)	水中の有機物質を炭素の量で表したもので、有機物等の汚染の度合いを表します。有機物は、土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水等の混入によっても増加し、水道水中に多いと渋味を生じます。	mg/L	3以下	1以下
外観	色度	水質基準項目 (50)	水についている色の程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ無色な水です。	度	5以下	1以下
	濁度	水質基準項目 (51)	水の濁りの程度を示すもので、基準値以下であれば、ほぼ透明な水です。	度	2以下	0.1以下
安全	総トリハロメタン	水質基準項目 (27)	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムの合計を総トリハロメタンといいます。	mg/L	0.1以下	0.04以下

※1 給水栓（水道の蛇口）における値

※2 浄水場の浄水池における値（ただし、残留塩素のみ給水栓における値）